

令和6年度事業概要

(令和5年度実績)



兵庫県動物愛護センター

目次

はじめに	1
沿革	2
施設の所在地及び管轄	3
施設紹介	4
動物愛護センター	4
動物愛護センター三木支所	6
動物愛護センター龍野支所	7
動物愛護センター但馬支所	8
動物愛護センター淡路支所	9
動物愛護センター動物管理事務所	10
事業案内	11
事業実績（令和5年度）	16



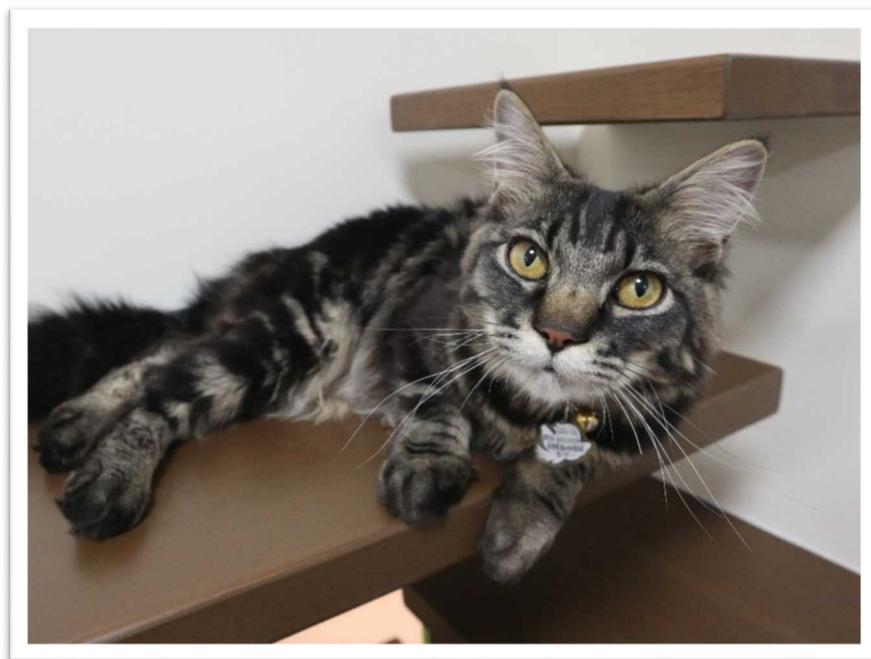
はじめに

近年、核家族化、少子高齢化を背景として、心の癒やしや教育の観点からのペット動物の飼育志向が広がり、また、身体障害者の自立や社会参加への補助を行う介助犬の存在や、障害者の機能回復のための動物を介在させた教育や治療等、人の生活における動物の重要性が高まっています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、飼育の途中放棄や望まれない繁殖等が問題となっています。このような生命尊重意識の低さは、単に動物虐待に止まらず、児童虐待、凶悪犯罪等との関連が指摘されており、動物愛護思想の高揚は、人を含めた動物に対する生命尊重意識の高揚として取り組むべき重要課題となっています。

また、不適切な飼育、多頭飼育や無責任な餌付け等に起因する管理されていない動物による人の生活環境への侵害や迷惑、動物由来感染症等の問題は、動物に対する嫌悪感を増長させるものであり、人と動物の共生を阻害する要因ともなっていることから、適正飼育や動物との関わり方への指導及び対策の強化が必要となっています。

兵庫県では、県内5カ所にある動物愛護センターを拠点として、このような動物を取り巻く問題に取り組むとともに、終生飼養に対する普及啓発を効果的に進めることにより、処分動物数や相談件数の削減を目指して、動物愛護管理に関する総合的な施策を積極的に展開しています。

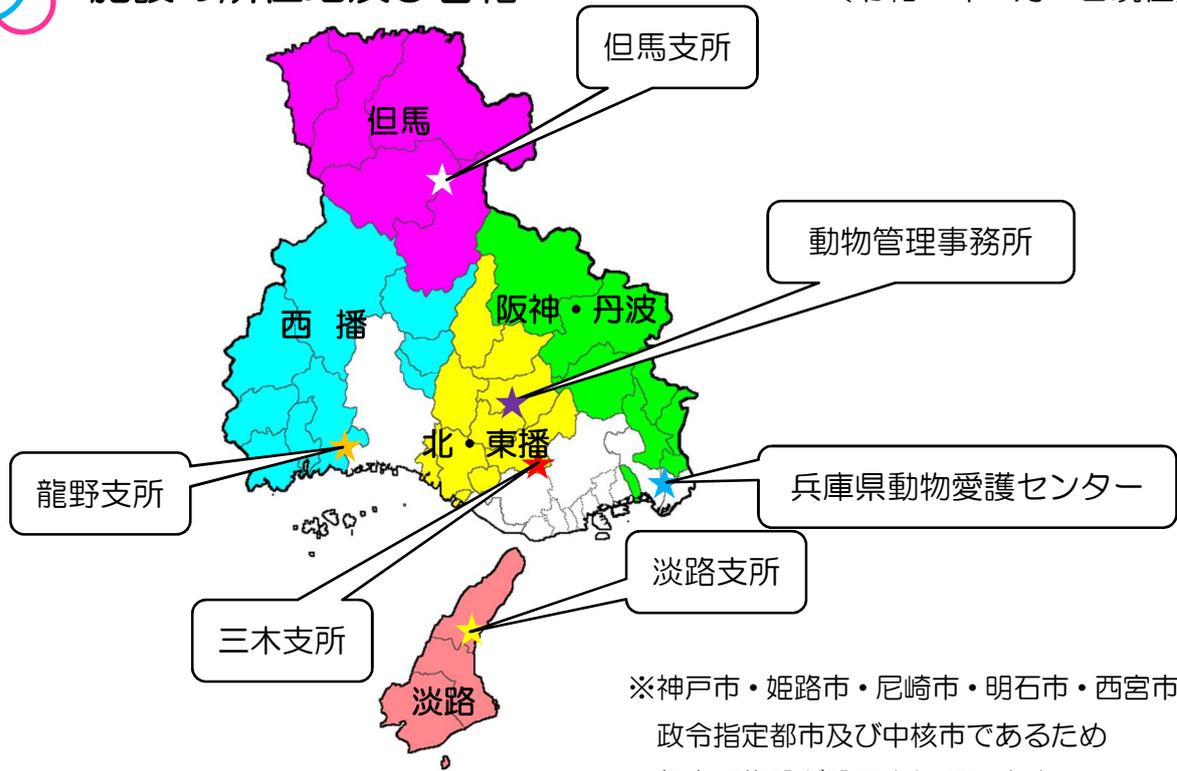


昭和 49 年 4 月	「動物の保護及び管理に関する法律（現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」）」が施行される
昭和 53 年 4 月	動物管理事務所が開設される
平成 3 年 8 月	有識者による「動物衛生行政のあり方委員会」から、総合的な動物愛護行政を積極的に推進するために「指導拠点の整備」「指導者づくり」「条例制定」を行うことを強く要望した報告書が提出される
平成 5 年 4 月	「動物の保護及び管理に関する条例（現在の「動物の愛護及び管理に関する条例」）」が施行される
平成 10 年 4 月	兵庫県動物愛護センター（以下センター）が開設される 動物管理事務所をセンターの内部組織とし、阪神間 5 保健所（西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西）の動物衛生業務を受け持つ
平成 12 年 4 月	狂犬病予防法の改正により「犬の登録及び狂犬病予防事務」が市町へ移譲となる 西宮市が保健所政令市となったため「動物保護（愛護）管理事務」の一部が西宮市へ移譲となる 姫路市へ「特定動物の飼養保管に関する事務」が移譲となる
平成 13 年 4 月	組織改正があり、保健所が福祉事務所と一体となり「健康福祉事務所」となる。これに合わせて 22 保健所で行われていた動物衛生業務が 8 健康福祉事務所に集約される
平成 17 年 8 月	龍野支所が開設され、龍野健康福祉事務所及び福崎健康福祉事務所の動物衛生業務を受け持つ
平成 19 年 4 月	三木支所が開設され、明石健康福祉事務所及び社健康福祉事務所の動物衛生業務を受け持つ
平成 19 年 10 月	淡路支所が開設され、洲本健康福祉事務所の動物衛生業務を受け持つ
平成 20 年 4 月	西宮市へ「特定動物の飼養保管に関する事務」が移譲となる
平成 21 年 4 月	組織改正があり、センターが三田健康福祉事務所及び柏原健康福祉事務所の動物衛生業務を受け持つ 尼崎市へ「特定動物の飼養保管に関する事務」が移譲となる
平成 26 年 12 月	但馬支所が開設され、豊岡健康福祉事務所の動物衛生業務を受け持つ
平成 30 年 4 月	明石市が中核市となったため「動物愛護管理事務」が明石市へ移譲となる
令和元年 8 月	センター愛護館に猫の屋内飼養モデルルームを新設するなど、啓発機能の強化を目的としたりリニューアルを行う
令和 4 年 3 月	龍野支所に啓発棟を新設する
令和 4 年 4 月	但馬支所、淡路支所に啓発棟を新設する
令和 4 年 5 月	三木支所に啓発棟を新設する



施設の所在地及び管轄

(令和6年4月1日現在)



施設名	所在地・TEL/FAX	管轄地域
兵庫県動物愛護センター	〒661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1 TEL 06-6432-4599/FAX 06-6434-2399 https://hyogo-douai.sakura.ne.jp/ (R6年7月～)	【阪神・丹波】 芦屋市/伊丹市/宝塚市 /川西市/三田市/ 丹波篠山市/丹波市/ 川辺郡
兵庫県動物愛護センター 三木支所	〒673-0503 三木市志染町窟屋1242-48 TEL 0794-84-3050/FAX 0794-84-3051	【北・東播磨】 加古川市/高砂市/三木市 /小野市/加西市/ 加東市/西脇市/加古郡 /多可郡
兵庫県動物愛護センター 龍野支所	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 TEL 0791-63-5146/FAX 0791-63-4000	【西播磨】 たつの市/相生市/赤穂市 /宍粟市/神崎郡/ 揖保郡/赤穂郡/佐用郡
兵庫県動物愛護センター 但馬支所	〒667-0126 養父市堀畑587 TEL 079-666-8071/FAX 079-666-8072	【但馬】 豊岡市/養父市/朝来市 /美方郡
兵庫県動物愛護センター 淡路支所	〒656-2142 淡路市塩田新島5-3 TEL 0799-62-5811/FAX 0799-62-5813	【淡路】 淡路市/洲本市/ 南あわじ市
兵庫県動物愛護センター 動物管理事務所	〒673-1462 加東市藤田字北山736-7	



施設紹介

兵庫県動物愛護センター

春は桜、秋はコスモスが美しい武庫川の河川沿いに位置し、「愛護館」「ふれあい館」及び「管理棟」からなる施設です。阪神・丹波エリアを担当しています。



施設の概要		平成 10 年 4 月開設
所在地	〒661-0047 尼崎市西昆陽 4-1-1 TEL 06-6432-4599 FAX 06-6434-2399	
開庁日等	①管理棟：土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日（8:45～17:45） ②ふれあい館：月曜日及び年末年始を除く日（10:00～16:00） ③愛護館：月曜日及び年末年始を除く日（10:00～16:00）	
動物とのふれあい	愛護館 月曜日及び年末年始を除く日（10:30～11:45、13:30～15:45）	
アクセス	阪急神戸線「武庫之荘駅」北口 阪神バス 40 番、41 番系統 「宮ノ北団地」行き乗車 「西昆陽バス停」下車 徒歩 5 分	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理棟 1 階・動物収容室／処置・治療室等 2 階・事務室 ● ふれあい館・・・しつけ指導室／ふれあい室 ● 愛護館・・・展示室／図書・資料室／多目的ホール／研修室 ● その他・・・車庫・倉庫棟／屋外便所／設備棟／ベンチ／遊具／芝生広場 駐車場（バス 7 台／普通乗用車 48 台） 	

【ふれあい館】

「ふれあい室」及び「しつけ指導室」があります。

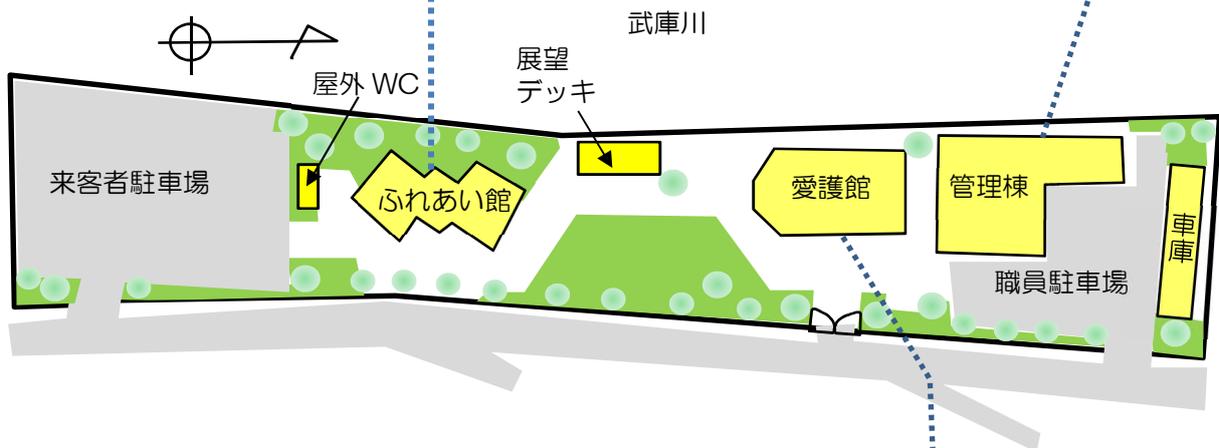
★ふれあい室では、譲渡対象犬と譲渡希望者とのマッチングや啓発、研修、展示等を行っています。

★しつけ指導室では、民間トレーナーの協力による「犬のしつけ方教室」を実施しています。



【管理棟】

2階に事務室、1階に処置・治療室、犬・猫等の収容室等があります。管理棟では、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく業務を行っています。



【愛護館】

「展示コーナー」、「多目的ホール」及び「研修室」があります。

★展示コーナーでは、猫の屋内飼養モデルルームにおいて猫の完全屋内飼養モデルを展示し、また、モデル猫とのふれあいや譲渡対象猫と譲渡希望者とのマッチングを行っています。また、動物に関する図書も多数置いており、自由に閲覧していただけるほか、動物に関するさまざまな企画展を行っています。

★多目的ホール（収容人数最大 160 名）と研修室（収容人数最大 40 名）では、動物に関わるいろいろな講習会や、セミナー等を開催したり、幼稚園や小学校の遠足や社会見学等で、DVDやビデオの放映もできます。



兵庫県動物愛護センター三木支所

三木支所は、「日本一の酒米の里」三木市の東に位置し、「三木総合防災公園」に続く緑豊かな里山の中に建っています。東播磨・北播磨地域を担当しています。



施設の概要		平成 19 年 4 月開設
所在地	〒673-0503 三木市志染町窟屋 1242-48 TEL 0794-84-3050 FAX 0794-84-3051	
開庁日等	土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日（8:45～17:45） ※日曜日については、ふれあいの時間のみ開庁	
動物とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ● 火曜・木曜日（ただし祝日及び年末年始を除く） （10:30～11:30、13:30～14:30） ● 日曜日（ただし年末年始を除く）（10:30～11:30、13:30～14:30） 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 山陽自動車道「三木東 IC」より南へ、車で約 5 分 ● 神戸電鉄粟生線「緑ヶ丘駅」より神姫バスで約 15 分 （6 系統防災センター行き「動物愛護センター前」下車） 	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造 1 階建 ● その他・・・啓発棟／車庫／パドック／ベンチ／芝生広場／駐車場 	

兵庫県動物愛護センター龍野支所

龍野支所は、鮎の棲む清流「揖保川」のほとりの県龍野庁舎内にあり、桜の名所である「中川原公園」に隣接しています。中播磨・西播磨地域を担当しています。



施設の概要		平成 17 年 8 月開設
所在地	〒679-4167 たつの市龍野町富永 1311-3 TEL 0791-63-5146 FAX 0791-63-4000	
開庁日等	土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日（8:45～17:45） ※日曜日については、ふれあいの時間のみ開庁	
動物とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ● 火曜・木曜日（ただし祝日及び年末年始を除く） （10:30～11:30、14:00～15:00） ● 日曜日（ただし年末年始を除く）（10:30～11:30、14:00～15:00） 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 山陽自動車道「龍野 IC」より北西へ、車で約 10 分 ● JR 姫新線「本竜野」駅より徒歩約 20 分 	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造 1 階建 ● その他・・・啓発棟／車庫／パドック／芝生広場 	

兵庫県動物愛護センター但馬支所

但馬支所は、子どもからお年寄りまで多くの方が憩える大自然たっぷりのはさまじ里山の森公園の一角にあります。但馬地域を担当しています。



施設の概要		平成 26 年 12 月開設
所在地	〒667-0126 養父市堀畑 587 TEL 079-666-8071 FAX 079-666-8072	
開庁日等	土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日（8:45～17:45） ※日曜日については、ふれあいの時間のみ開庁	
動物とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜・木曜日（ただし祝日及び年末年始を除く） （10:30～11:30、14:00～15:00） ● 日曜日（ただし年末年始を除く）（10:30～11:30、14:00～15:00） 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 北近畿豊岡自動車道「養父 IC」より車で約 10 分 ● 山陰本線「養父」駅より徒歩約 15 分 	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造及び木造 2 階建 ● その他・・・啓発棟／車庫／物置／パドック／運動場／芝生広場／駐車場 	

兵庫県動物愛護センター淡路支所

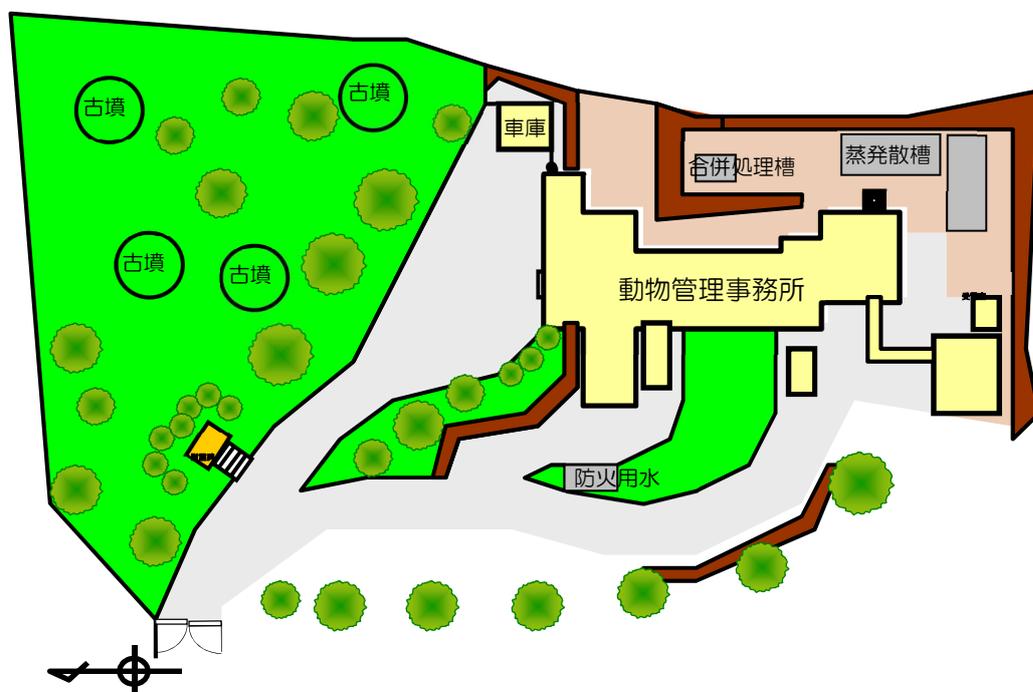
淡路支所は、くにおみ神話が伝わる神秘の島、淡路島東部の人工島の一角にあります。淡路地域を担当しています。



施設の概要		平成 19 年 10 月開設
所在地	〒656-2142 淡路市塩田新島 5-3 TEL 0799-62-5811 FAX 0799-62-5813	
開庁日等	土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日（8:45～17:45） ※土曜日については、ふれあいの時間のみ開庁	
動物とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ● 火曜・木曜日（ただし祝日及び年末年始を除く） （10:30～11:30、14:00～15:00） ● 土曜日（ただし年末年始を除く）（10:30～11:30、14:00～15:00） 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 神戸淡路鳴門自動車道「津名一宮 IC」より車で東へ約 15 分 ● 淡路交通縦貫線「ワールドパーク」（淡路ワールドパーク ONOKORO）下車すぐ 	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造 1 階建 ● その他・・・啓発棟／車庫／屋外ふれあい広場／芝生広場 	

兵庫県動物愛護センター動物管理事務所

動物管理事務所では、処分決定された犬・猫等の致死処分及び焼却を行っています。



施設の概要	昭和 53 年 4 月開設
所在地	〒673-1462 加東市藤田字北山 736-7 TEL 0795-42-4466 FAX 0795-42-4467
開庁日等	土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く平日 (9:00~17:30)
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄筋コンクリート造 3 階建 ● 焼却炉：三次燃焼方式灯油炉 × 2 基



事業案内

動物愛護センターでは、「動物管理対策」及び「動物愛護対策」を中心とした事業を展開しています。

「動物管理対策」では、県民からの犬や猫の飼い方に関する申出や相談に応じたり、動物取扱業の登録・指導等を行っています。「動物愛護対策」では、動物をとおした「命の大切さ」への理解を深めることを目的に、様々な啓発事業を行っています。

人と動物が調和し、共生する社会づくりを目指して

動物管理対策

飼い方指導・飼い方相談
動物取扱業の登録・指導
特定動物の飼養保管の指導
犬の収容
犬・猫の引取り

動物愛護対策

譲渡事業
ふれあい事業
しつけ方教室
講習会等の開催
負傷動物の応急処置

1 動物管理対策の強化

(1) 飼い方指導・相談等

犬の放し飼い、犬による咬傷事故、異常な鳴き声及び悪臭等、動物の飼い方に関わる付近住民からの申出や、飼い主からの相談を受け付け、必要に応じて指導、助言を行っています。

また、行方不明になった飼い犬や飼い猫等の問い合わせにも応じています。

(2) 動物取扱業の登録等及び実験動物の飼養保管施設の届出に関する業務

動物取扱業の登録、届出及び指導を行っています。

また、実験動物の飼養保管施設に関する届出も受け付けています。

所管区域については「施設の所在地及び管轄」をご覧ください。

(3) 特定動物の飼養又は保管の許可に関する指導

ライオン、ワニ、大型のヘビ等の特定動物の飼養等にかかる許可申請の受付及び指導を行っています。所管区域については「施設の所在地及び管轄」をご覧ください。

(4) 犬の収容

住民からの申出等により、係留されていない犬や飼い主が不明な犬等の収容を行っています。なお、収容された犬は飼い主が判明しなかった場合、一定期間経過後処分することとなります。

(5) 犬・猫の引取り

飼い主がやむを得ず飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

また、飼い主が不明な犬・猫についても、捨得者からの依頼により引取りを行っています。なお、引き取った犬・猫は処分することとなります。(飼い主が不明な犬・猫は、飼い主が判明しなかった場合、一定期間経過後処分することとなります。)

2 動物愛護対策の推進

(1) 譲渡事業

当所で収容した動物のうち、健康状態と気質が良好な犬・猫は地域での正しい飼い方のモデルとなっただけの方譲渡しています。

譲渡対象となる犬・猫については、駆虫、ワクチン接種等の健康管理を行い、犬については基本的な服従訓練(スワレ、フセ、ボディコントロール等)を実施しています。

譲り受けが決定した飼い主には、狂犬病予防法で義務づけられている犬の登録と狂犬病予防注射はもちろん、犬・猫ともに不妊措置は必ず実施していただいています。

また、譲渡決定後に、地域での適正な飼い方のモデルとなっただけのように、「譲渡会」、「しつけ方教室」、「家庭訪問」、各種セミナーやイベント等を行い、犬・猫に対する理解や適正な飼い方を学んでいただく機会を設けています。

平成 28 年度から「子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト」を立ち上げ、「ふるさとひょうご寄付金」をもとに、離乳前の子犬や子猫を自宅で育てるボランティアの方々に御協力いただき、子犬や子猫を保育しています。譲渡に適するまで育った犬や猫は譲渡事業対象の犬・猫として上記のとおり譲渡しています。



＜譲渡犬飼い主の会の設立＞

「譲渡犬飼い主の会」は、センター（但馬支所を除く）から譲渡を受けた飼い主が自主的に運営する会で、地域で正しい犬の飼い方を普及するために情報発信を行うことを目的としています。

センター及び3支所との連携のもと、譲渡犬同窓会、各種講習会、会報誌の配布等を実施し、会員同士の親睦や交流を図るとともに、地域に根ざした適正飼養の啓発を行っています。

また、各「譲渡犬飼い主の会」のイベントへの相互参加も行っています。



（2）ふれあい事業

猫、うさぎとのふれあいを行っています。

この事業では、参加者には動物との接し方を学び、動物を肌で感じていただいています。



（3）しつけ方教室

この教室は、飼い主が犬と一緒に参加し、しつけの必要性や基本注意事項を学び、実技の具体的な手法を習得することを目的に実施しています。

この事業は、民間の指導者の協力を得て実施しております。各教室は犬の年齢やしつけの程度によりコース分けがされているため、参加者は家庭環境や犬の性格等に合わせコースを選択することができます。



◆犬のしつけ方教室参加団体一覧◆

参加団体名	開催場所				
	センター	三木	龍野	但馬	淡路
マイドッグトレーニングスクール	○				
ほめてしつける犬の基礎訓練教室	○				
WAN DAY	○				
パートナードッグクラブ	○				
KENKEN CLUB	○				
NPO 法人ペットフォーライフジャパン	○	○	○		○
BOW-HOUSE	○				
三田・犬のしつけ方教室	○				
ドッグンピープル		○			○
飼い主と共に学ぶ 犬のしつけ方教室		○			
西播磨開業獣医師会			○		
Goo Dog			○		
MORITA ドッグスクール				○	
わんわんクラブ 宮崎				○	
仲よしワンクラブ					○
K9 ドッグトレーニングスクール					○

（４）講習会等の開催

園児（保育所・幼稚園）、児童（小学校）、生徒（中学校・高等学校）、学生（専門学校等）、一般県民（自治会等）を対象に、動物を題材とした講習会やセミナー、ワークショップ等を開催しています。

これらの啓発事業は、各種団体からの要望等により随時実施しておりますので、各施設までお問い合わせください。



（５）負傷動物の応急処置等

飼い主が不明な犬、猫等の動物が公共の場所で交通事故等により負傷している場合、その動物を収容し、応急処置等を行っています。なお、これらの動物は飼い主が判明しなかった場合、一定期間経過後処分することとなります。

3 根拠法令等

(1) 根拠法令

狂犬病予防法	(昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号)
動物の愛護及び管理に関する法律	(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)
動物の愛護及び管理に関する条例	(平成 5 年 3 月 29 日条例第 8 号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号)

(2) 主な関係法令

獣医師法	(昭和 24 年 6 月 1 日法律第 186 号)
獣医療法	(平成 4 年 5 月 20 日法律第 46 号)
家畜伝染病予防法	(昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号)
化製場等に関する法律	(昭和 23 年 7 月 12 日法律第 140 号)
遺失物法	(平成 18 年 6 月 15 日法律第 73 号)
麻薬及び向精神薬取締法	(昭和 28 年 3 月 17 日法律第 14 号)
毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)

(3) 兵庫県動物愛護管理推進計画 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日)

(4) 猫の適正管理普及推進のためのガイドライン (平成 29 年 3 月)





事業実績（令和5年度）

1 動物管理対策

（1）動物に関する相談及び事故の受付状況 （件）

	相 談					犬による事故
	飼い方指導	保護収容	不明問合せ	その他	合計	
犬	389	225	649	489	1,752	78
猫	502	507	716	840	2,565	
その他	40	24	44	400	508	
計	931	756	1,409	1,729	4,825	

（2）第一種動物取扱業登録数・施設数

第一種動物取扱業登録数								施設数
販売	保管	貸出	訓練	展示	競り	譲受飼養	計	
418	541	9	106	73		6	1,153	946

◆第一種動物取扱業・動物取扱責任者研修会実績◆

開催回数	参加人数
6回	480人

（3）第二種動物取扱業届出数・施設数

第二種動物取扱業届出数						施設数
譲渡し	保管	貸出	訓練	展示	計	
34	3	3		11	51	40

（4）実験動物飼養（保管）施設数

施設数
21

(5) 特定動物飼養・保管許可施設数

施設数	対象動物（移動施設含む）
14	ツキノワグマ、ニホンザル、シャムワニ、ワニガメ ボアコンストラクター

(6) 捕獲・引取り・返還等実績

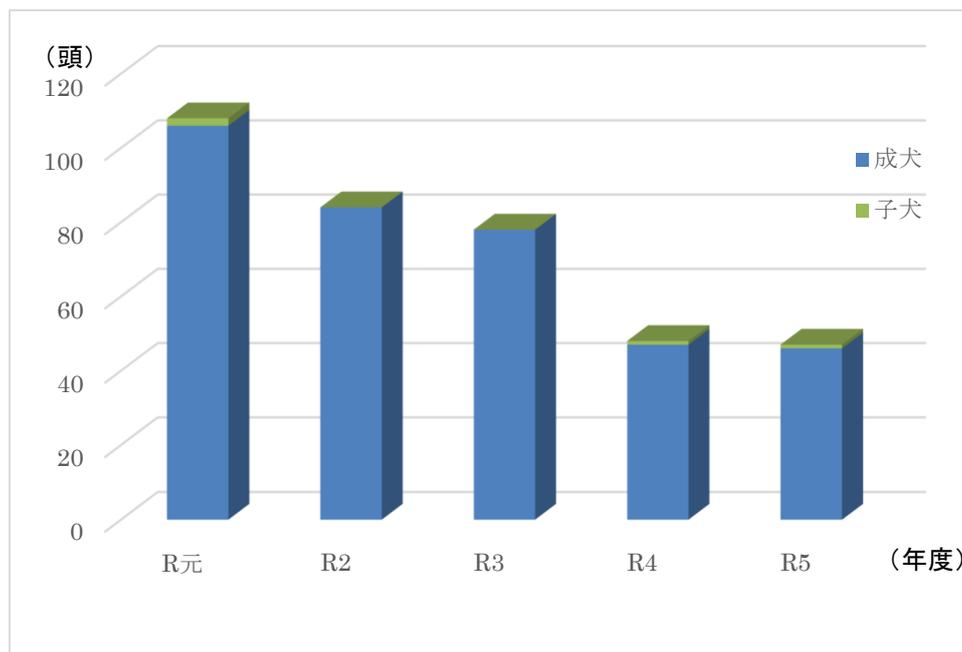
(頭)

種別	捕獲 収容数	負傷 収容数	引取り数	警察処分 依頼数	返還数	譲渡 処分数	致死 処分数※
成犬	37	3	58		30	22	46
子犬			9			10	1
成猫		42	117		1	32	153
子猫		43	489			189	321
計	37	88	673		31	253	521

※自然死を含む

(7) 処分頭数の推移

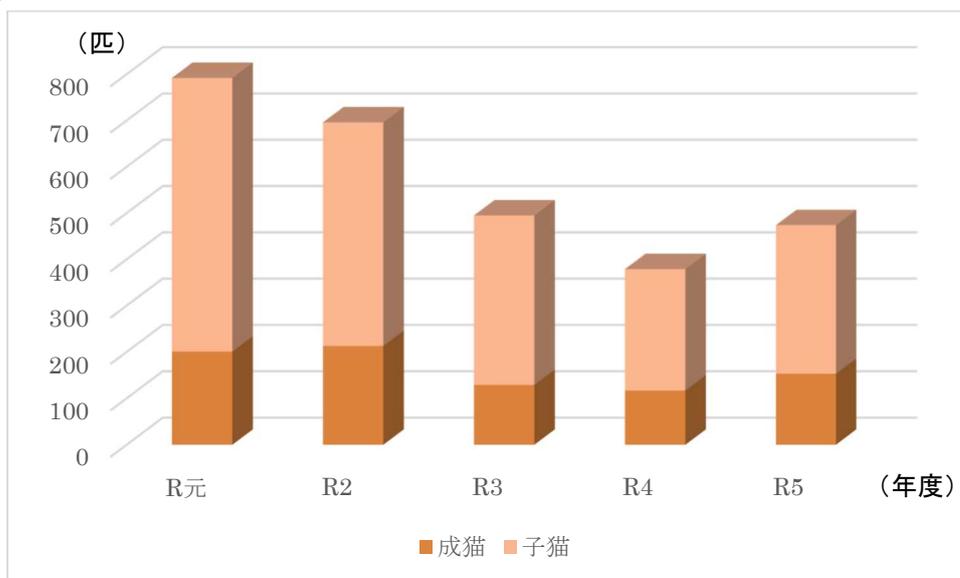
◆犬◆



(頭)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
成犬	106	84	78	47	46
子犬	2			1	1
計	108	84	78	48	47

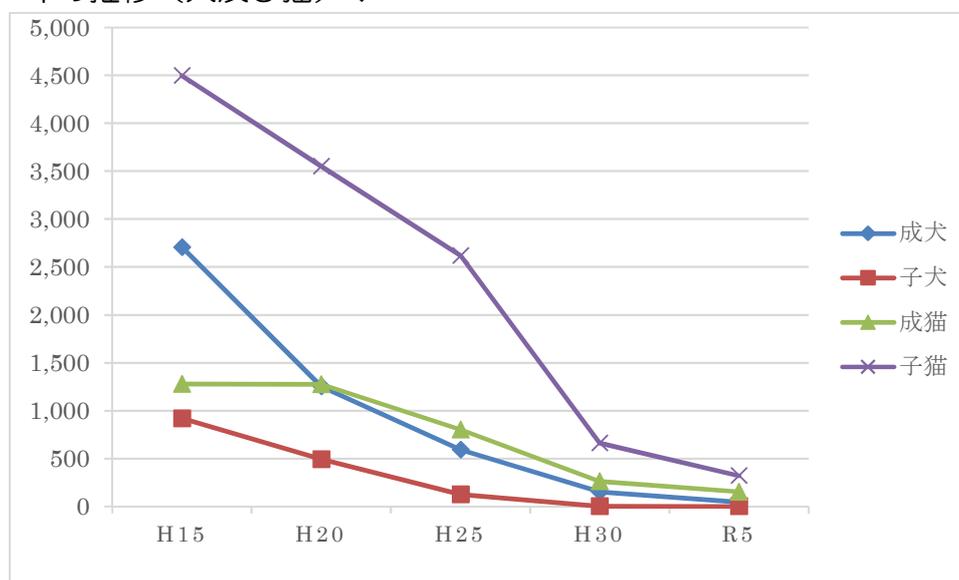
◆猫◆



(匹)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
成猫	201	213	129	117	153
子猫	591	483	366	262	321
計	792	696	495	379	474

◆過去20年の推移(犬及び猫)◆



(頭)

年度	H15	H20	H25	H30	R5
成犬	2,706	1,252	591	151	46
子犬	920	492	126	2	1
成猫	1,278	1,276	803	261	153
子猫	4,497	3,552	2,619	663	321
計	9,401	6,572	4,139	1,077	521

2 動物愛護対策

(1) 動物譲渡実績 (頭)

犬		猫	
成犬	子犬	成猫	子猫
22	10	32	189

(2) 適正飼養指導状況

	しつけ方教室		講習会・セミナー等
	職員実施	民間団体等実施	
開催数	16回	877回	473回
参加者数	68人	4,366人	2,377人

(3) 動物愛護の普及啓発状況

	施設見学等※	動物とのふれあい	講習会・セミナー等
開催数	92回	1,936回	422回
参加者数	1,165人	10,101人	13,205人

※獣医学科生実習受入／専門学生受入／トライやるウィーク受入 等

(4) 負傷動物の収容状況 (頭)

犬		猫	
成犬	子犬	成猫	子猫
3		42	43





兵庫県動物愛護センター 事業概要

令和6年度版

令和6年7月

【編集・発行】

兵庫県動物愛護センター

兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1-1

電話 06-6432-4599